

ルイス・フロイスの描く織田信長像について

神田 千里

はじめに

織田信長といえは、当時の日本人とはかけ離れた感性の持ち主であり、日本人には馴染みのないキリスト教にいち早く好意を示す一方で、仏教など従来の信仰を行う寺社や僧侶には厳しい態度をとつたとされている。そしてこうした、いわば日本人離れした思考と行動様式が、それまでの支配者とは異なつた政策を行うことに寄与したとされる。最近になつて織田信長の政策が在来の寺社や僧侶集団を何ら圧迫するものではなく、むしろその本来のあり方を尊重するものであつたことが指摘されているが、日本人離れした信長観は根強いものがある。

ところで、こうした信長像は史料上、どの程度確証できるのであるか。上記の信長像を明快に提示したものは、後にもみるようにイエズス会宣教師のものが殆どであり、日本側の史料でこの点を示したものは殆どないといつてよい。にもかかわらずイエズス会宣教師の記述がかなり無批判に用いられている印象はぬぐえないように思われる。尤も織田信長とキリシタンとの交渉を示す事例には、日本側の史料とヨーロッパ側の史料とが揃つているものが殆どないのだから、信長の宗教観については、日本側史料より詳しいイエズス会のそれに頼らざるを得ないのもある程度はやむをえな

いかもしれない。

そこで本稿では、両方を突き合わせることでできる事柄に絞り、それについて考えてみたい。果して織田信長は、宣教師の述べる通りの宗教観の持ち主であったか否かという問題は、単に信長という一人物の人間像を検討することには留まらない意味をもつと思われる。というのは日本人離れした、いわば「合理主義者」の信長像は、その行動全体が、当時の社会を「革命的」ともいうべき方法で変えて行こうとしたものであるという、中近世移行期の歴史像とも密接に結びついているからである。彼の特異で「合理的」な心性が、果して時代の動向に影響を与えたか否かという点の検討も行われないうまま、信長の心性は中近世移行期の「変革」と直結させられてきた。この点については、近年その支配体制や、朝廷・寺社との関係について再検討がなされつつある。^②本稿はこれらの指摘をうけつつ、宗教の領域に関して信長像の再検討を試みるものである。

Ⅰ 神仏や異教を軽蔑する信長像について

織田信長が特に信仰をもたず、日本の在来信仰を軽蔑していたことを明快に述べた史料の一つとしてルイス・フロイスの記述があげられる。よく知られた著名なものであるが、ここにその主要部分を引用してみたい。

『日本史』第一部第八三章「彼はよき理解力と明晰な判断力を具え、神および仏の一切の礼拝、尊崇、ならびにあらゆる異教的卜占や迷信を軽蔑していた。当初は名目上、法華宗に属しているように見せていたが、顕位に就いて後は自惚れ、すべての偶像より己の方を選び、若干の点禪宗の見解に同意して、靈魂の不滅、来世の賞罰などはなく見なした。」(P. L. Frois, S.J., *História de Japam II*, edição anotados por José Wicki, S.J., Lisboa, 1981, p. 240.

松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』中央公論社、一九七七〜八〇年、第四卷、第三章、一〇三〜一〇四頁、以下『フロイス日本史』四・三二・一〇三〜一〇四の如く略記³⁾

ここで記された信長の宗教観に関する部分を要約すれば、神仏への礼拝・尊崇を軽蔑すること、異教の占いや信仰も軽蔑していること、及び靈魂の不滅、来世の賞罰を否定していることである。この最後の点は「禪宗の見解に同意」とあるように、キリスト教の「見解」とは真つ向から対立するものである。従つてこれだけでは信長が果してキリスト教に理解を示したかどうかは分からない。単に日本の在来信仰に背を向けていることを指摘しているにとどまるのである。それでは信長が、在来の神仏への信仰を迷信として軽蔑していることは、日本側史料から如何に裏づけられるのだろうか。この点に関して、当時の大名らが合戦に際して寺社に戦勝祈願を依頼し、その祈願の神事ないし仏事を遂行したことを証明する寺社側の報告書（通常「巻数」と呼ばれる）に対し、礼状を認めている点に注目したい。巻数に対する礼状は、その大名が戦争に対して神仏の力に頼っていたことを端的に示すものとなるからである。信長についてこの点を奥野高広『増訂織田信長文書の研究』を中心に検証してみると、信長の手になるかなりの数量の巻数への礼状を確認できる。以下列挙してみたい。

①『林文書』（天正元年）九月七日織田信長黒印状。大覚寺に宛てたもので、「尊牘、殊に二卷拜受、遙々の御懇志、畏悦の至に候、仍て此の向きの事存分に属し、隙明き候条、不日上洛せしめ、芳意を得べく候、将亦当国御寺領の儀、聊かも疎意あるべからず候」（前掲『増訂織田信長文書の研究』上巻、四〇五号、六八八頁―以下『研究』上四〇五、六八八頁の如く略記）とある。奥野氏によれば天正元年（一五七三）、六角義治の近江鯉江城を、柴田勝家に攻撃させ、自身も佐和山まで出陣した折のものという。

②『東文書』（天正二年）四月九日織田信長黒印状。松尾左衛門佐・松尾社社務（東相房）に宛てたもので、「祈禱の

卷数ならびに菓子一籠到来、悦び入り候」(『研究』上四四九、七四八頁)とある。

③ 『多賀神社文書』(天正二年) 七月廿八日織田信長黒印状。不動院宛て。「当陣につき牛王・札・守・巻数頂戴せしめ候、遠賜祝致し候」とある(『研究』上四六一、七六八頁)。長島一向一揆攻略のため出陣している時期のものである。

④ 『仁和寺文書』(天正三年) 四月十八日織田信長黒印状、成多喜御坊宛て。「在陣につき、御巻数頂戴せしめ候、殊に一折過当の至りに候、毎度御惱意更に謝し難く候」(『研究』下五〇六、二〇頁)とある。奥野氏によれば天正三年、大坂で一向宗門徒を攻めた陣の折のものであるという。

⑤ 『大賀文書』(天正三年) 九月三日織田信長黒印状。青蓮院宛て。「此面在陣につき、御祈禱巻数ならびに弓懸五具拝受、恐悅の至りに候」(『研究』下五三七、七四頁)とある。天正三年に越前一向一揆を壊滅させた出陣の折のものと考えられる。

⑥ 『賀茂別雷神社文書』(天正五年) 三月廿日織田信長黒印状。賀茂社惣中宛て。「在陣につき、祈禱巻数ならびに房鞆二懸到来、悦び入り候」(『研究』下七〇三、二七六頁)とある。天正五年、紀伊国雑賀攻撃に出陣した際のものと考えられる。

⑦ 『賀茂別雷神社文書』(天正六年) 九月廿五日織田信長黒印状、賀茂社中宛て。「南方発足につき、祈禱巻数ならびに縮羅二端到来、懇志悦び思召し候」(『研究』下七七八、三七七頁)とある。奥野氏によれば、天正六年和泉国堺に赴き、九鬼嘉隆の鉄船を観閲した折のものという。

⑧ 『賀茂別雷神社文書』(天正七年) 二月十四日織田信長黒印状、賀茂社刑部少輔・紀伊守宛て。「年頭之慶事として、巻数ならびに板物……祝着せしめ候」(『研究』下八一、四一九〜四二〇頁)とある。奥野氏は天正七年に比定される。

⑨ 『賀茂別雷神社文書』(天正七年) 三月廿五日織田信長黒印状、賀茂社中宛て。「出馬につき、祈禱の巻数ならびに菓子一合・房鞆二懸到来、悦び入り候」(『研究』下八一、四二七頁)とある。天正七年に、荒木村重の摂津有岡城を

攻撃するために出陣した折のものと考えられる。

⑩ 『理性院文書』(天正十年) 四月四日織田信長黒印状、理性院宛て。「此面之儀につき、卷数ならびに弓懸二具到来、誠に遠路の懇情、感悦浅からず候」(『研究』下一〇〇五、七一九頁)とある。天正十年、甲斐国の武田勝頼を討伐に出陣した際に発給されたものであろう。

⑪ 『三千院文書』(天正十年) 四月十日織田信長黒印状、梶井門跡「最胤法親王」宛て。「東国在陣につき音問、祈禱の卷数ならびに両種これを給り候、遙々の芳情欣悦の至りに候、早隙明き帰国し候途中より申候」とある(下一〇〇九、七二六頁)

⑫ 『慶光院文書』(天正十年) 四月十五日織田信長黒印状、宛て名欠。「今度東国在陣につき、祈禱の祓・太麻ならびに熨斗鮑三折到来、遠路の懇情喜び入り候」とある(『研究』下一〇一二、七二九頁)。

⑬ 『賀茂別雷神社文書』正月十七日織田信長黒印状、賀茂社惣中宛て。「今春の祝儀として、祈禱卷数ならびに縮羅二端到来、懇志珍重に候なり」(『研究』下一〇六一、七七七頁)とある。

⑭ 『福嶋家古文書』正月廿日織田信長黒印状、北監物大夫宛て。「年甫の祈禱として、一万度祓・太麻ならびに生鮑五十到来、悦び思召し候」(『研究』下一〇六二、七七八頁)とある。

⑮ 『総見寺文書』十月十五日織田信長黒印状、織田寺社代宛て。「当社において、各祈禱の丹誠を抽んづる卷数到来、尤も以て珍重、悦び入らしめ候、次に綿十把、彼是懇志斜めならず候」(『研究』下一一〇六、八一五頁)とある。

⑯ 『醍醐寺文書』十二月四日織田信長黒印状(奈良国立博物館編『国宝・醍醐寺のすべて―密教のほとけと聖教』(醍醐寺文書聖教七万点国宝指定記念特別展図録)奈良国立博物館・日本経済新聞社、二〇一四年)

就在陣御祈禱之卷数拝受候、珍重存候、殊折とて芳情不斜候、次御門領之儀承候、此面平均申付上、上洛節可申入

候、穴賢々々、

十二月四日

信長（黒印）

三宝院児御中

⑬ 『醍醐寺文書』二月廿七日織田信長黒印状（渋谷区立松濤美術館編・発行『御法に守られし醍醐寺』（リニューア
ル記念特別展図録）二〇一四年）

就在陣祈禱之卷数、并一折到来、懇情喜入候、猶矢部可申候也、

二月廿七日

（黒印）

醍醐寺年預御房

以上の史料によれば、織田信長が出陣するに際し、大覚寺、仁和寺、青蓮院、醍醐寺三宝院、同理性院など京都の寺院、摠見寺、また上賀茂社、松尾社、多賀社などの神社や伊勢御師などに対して祈禱を依頼していたことが分る。また年頭の祝儀として祈禱を行う御師や寺社に対しても感謝の言葉を伝えていたことも分る。言い換えれば、信長は戦場における神仏の加護を、少なくとも一般的な戦国大名同様に重視していたことが分る。従って「神および仏の一切の礼拝、尊崇、ならびにあらゆる異教的卜占や迷信を軽蔑」していたというフロイスの記述とは著しく矛盾する事実が明らかであるといえよう。

但しフロイスの記述を詳細に読むと、織田信長は、「神および仏の一切の礼拝、尊崇」を軽蔑していると同時に「当初は名目上、法華宗に属しているようにみせていた」との記述や「若干の点禪宗の見解に同意」していたとの指摘もみられる。これはどのように考えればよいだろうか。この点に手がかりを与えるのは、既によく知られたものではあるが、「長篠合戦図屏風」（犬山城白帝文庫蔵）^⑭の画像である。



図1 信長の陣（「長篠合戦図屏風」(犬山城白帝文庫蔵)部分)

出典：『愛知県史』資料編11〈織豊1〉愛知県、2003年、付録。

ここには六曲一双の左の端に、馬廻り衆とおぼしき武士たちを従えた織田信長と織田信忠それぞれの姿が、織田家の旗印である永楽銭を描いた旗指物を背景に描かれている（図1）。今注目したいのは信長の背景に描かれた三本の旗指物の上に翻っている魔まねき（旗指物の棹の頂辺につける小旗）であり、そこに「南無妙法蓮華經」の文字を読み取ることができる（図2）。

戦国期の武将たちが戦場に神仏の名前や經典等の句を記した軍旗を携行した事実は著名である。例えば武



図2 旗指物の上にある題目の磨 (図1の上部)

出典：図1に同じ。

田信玄の「南無諏方南宮法性上下大明神」、上杉謙信の「毘」(毘沙門天を表す)、あるいは徳川家康の「厭離穢土、欣求浄土」など。岡田章雄氏によれば「旗印や指物に信仰の表章をあらわすこと……は戦国時代にあつて一般にひろく行われていた武士の習俗」であり、「武士が互にその守護神とたのみその加護に身を委ねた神仏への奉仕の姿」⁽⁵⁾であるという。このように考えれば、ここに描かれた織田信長の姿は、法華の題目の霊力をたのみ「その加護に身を委ねた」、法華信仰の姿を表したものと見えよう。

これが織田信長の信仰そのものを表現していると断定することを疑問とする向きもあるかもしれない。確かに軍勢の志気を高める上で大切なのは、当主自身の信仰以上に、家中の信仰に訴えることであり、フロイスの述べているように「名目上」法華信仰を表明する必要もあつたかも知れない。しかし上記の「長篠合戦図屏風」には信長の子息信忠の姿も描かれ、これもまた「南無妙法蓮華経」と読み取れる磨を上部に付けた旗指物を背景に描かれている。もちろんこの合戦図は後世のものであるが、長篠の合戦において同盟者であつた徳川家康の家中においては、織田家の軍旗は法華の題目であるとの認識が伝わっていたとみて差し支えないと思われる。ちなみ

に小瀬甫庵の『信長記』には、信長の旗を「二幅の黄絹に永楽の錢を付け、招き「魔」には南無妙法蓮華經のはね題目を書付け」たものとしており（『信長記』巻第十五之下、馬駿の事⁶）近世初期にこの点が一般的に知られていたことを窺わせる。

例えば織田信長は、元龜元年に京都の法華宗寺院本能寺に対して、この寺院を「定宿」とする一方、「余人の寄宿」を禁止し、諸役を免許すると共にその「祠堂物」運用の活動を保護している（『本能寺文書』元龜二年十二月日朱印状、『研究』上二六七）。河内将芳氏によれば、京都の法華宗寺院の活動を窺うことのできる「京都十六本山会合用書類」には、織田信長への出陣見舞や鉄砲・火薬の贈与、また家臣らへの贈物に要した費用が細かに書き付けられている⁷。信長と京都の法華宗徒との密接な関係が窺える。

確かに織田信長は天正七年に有名な安土宗論を行い、浄土宗と法華宗との宗論においては法華宗側に故意に敗北を宣告したことが知られている。しかし私見によれば、これは法華宗への弾圧といえるものではなく、むしろ宗論に訴えるその活動を抑制するものであった⁸。安土宗論をもって、信長が法華信仰に否定的であったと断ずることはできないと思われる。仮に「長篠合戦凶屏風」が当時の織田家の習俗を忠実に写しているとすれば、まさに織田家には法華信仰が存在していたことになるう。

こうしてみるとフロイスの「当初は名目上、法華宗に属しているようにみせていた」との記述は、上記のような織田家の信仰上の一面に触れるものであったといえよう。そしてこの場合、もちろんこの点を「名目上」のものとして断ずることとはできない。むしろ戦場における織田家の習俗という点からは、それなりの実質をもったものと考えられよう。結論として「神および仏の一切の礼拝、尊崇」を軽蔑しているとのフロイスの記述は、実情からはかなり乖離した、イエズス会宣教師の教義上の立場に偏したものと考えられる。

II イエズス会との関係

一般に織田信長はイエズス会を厚遇したとされている。信長入京時に、將軍足利義昭と信長ともども、イエズス会の宣教に保護を与えたという、ルイス・フロイスの報告がこの点の主要な根拠である。日本側の史料では『信長公記』に、信長が安土に屋敷地を与えたり（卷一三、卷一四）、宣教師が進物として黒人を献上したこと（卷一四）、イエズス会の屋敷を訪問したこと（卷一四）が記されており、積極的な保護とまではいえないが、両者の良好な関係を窺わせる。後の時代のものであるが『吉利支丹物語』にも信長が安土へ呼び屋敷を与えたとの記述がみられる。

一方『信長公記』によると天正六年（一五七八）、摂津国荒木村重が毛利方に寝返った際、織田信長は、荒木村重と行動を共にする高山右近が、織田方に「御忠節仕り候様に才覚」することをイエズス会に指示し、もしそうすれば「伴天連門家何方に建立候共苦しからず。もし御請申さず候はゞ宗門を御断絶なさるべきの趣仰出」されたことが記される（卷一一）。さらにこれを了承した「伴天連」が右近を説得したところ、右近は高槻城を進上し、自分自身は「伴天連沙弥」（キリシタンの出家）となると回答したと記している（同上）。この点に対応するイエズス会側史料を目にする機会を得たので、これを紹介しつつ、イエズス会への信長の対応を検討したい。

（一）カリヤン書翰の検討

第一はリスボンのトーレ・ド・トムボ文書館所蔵のイエズス会文書にある、一五七九年二月五日のフランシスコ・カリヤン書翰である。本書翰は有名なエヴォラ版『日本通信』（以下『E』と略称）に収録された一五七九年カリヤン書翰

(CEV I f447v-449v) とかなりの部分重なっているが、『日本通信』に二月五日の日付がない理由は不明である。引用部分はCEV I f449S' "Facase em tudo a vontade de Deos." と "Do Facata não sabemos mais novas." との間に位置する部分であり、CEVでは削除されている。

そして、悪魔はその求めることに随い、総てを地に叩きつけようとしていたので、当地でこの争いを準備したのみならず、都においてもまた実に熱心に動き回ったので、もしわが主(デウス)が彼を強力な手のうちに抑え、その詐欺と奸策とを無力にしないなら、かのキリスト教界の大部分がもう少して地に叩きつけられるところであった。我らは政治的混乱の結末も知らないが、しかし総てが神のより大きな栄光と悪魔の(側の)混乱とへ向かって続いていくことを期待している。そして(本書翰は)既に長くなっているので、手短かに語ろう。(それは)司祭オルガンティーンともう一人の堺の日本人がヴィセンテの代りに書き送ってきたことである。尊師らはその地で都の状況がどうなっているかを理解するであろう。

彼(の日本人)がその地(堺)を出発する少し前に、^{パトトレ}司祭オルガンティーンからの手紙を受け取ったが、その手紙の中で(司祭オルガンティーンは)簡潔に次のように述べていた。信長が彼を召喚し、直ちに(高山)ダリオとその息子ジュストの城である高槻(Tagacuchi)へ向かって出発し、彼らに次のように伝えるように言ったこと、(すなわち)もし直ちに荒木(村重)の敵にならなければ(não se faziao tequis de Arachi)、そしてもし彼(信長)に助力しなければ、直ちに司祭を殺し、五畿内のキリスト教界(christandade de Juchina)を破壊しなければならぬ。そしてそのために彼(のジュスト)が納得するよう努力すべく彼(ジュスト)の処に彼(司祭オルガンティーン)を派遣したこと、そしてその間司祭ジョン・フランシスコはその他の住院(casa)の者たちと共に、人質として近江国に行くことになったこと、かくして教会は空っぽになり、信長は、彼の手で番をする人数(gente

que fizesse ban) を教会に置いたこと、(ここまでが司祭(オルガンティノー)の(手紙で)書き送ってきたことである。そして(司祭は)高槻(Tacacoguñi)へ出発しようとしていたので、我らはこの問題を主(デウス)に委ねることとなった。

司祭のこの手紙と共に、その少し後に書かれた、堺のヴィセンテの父からのもう一通の手紙が来た。その中でもっと先のことが語られていた。(それによると)司祭オルガンティノーは高槻に出向き、多くの道理(を説くこと)によって、信長側につき荒木に対立すべきであると家督を保持していたジュストを説得した。しかし彼(ジュスト)に(荒木への味方を)やめさせることは出来なかつた。というのは、ジュストは人質として二歳になる幼い一人息子を渡しており、彼の姉妹もまた同様だつたからである。司祭はこれを知って、信長に(事情を)報告するために立ち去ろうと望んだ時、(城の者たちは司祭を)城の中に捕虜として拘留したが、しかし彼は夜に、気づかれることなく立ち去つた。ジュストはこれを知つたので、彼を探しに出発し、そして遂に追いつき、そしてその場で、司祭とそこに居た人々の前で髪を剃つたので、これにはキリシタンも異教徒も同じく驚いた。この人物の書翰はこれ以上を述べていないが、総てはうまく行つたとの言辞で締めくくられている。我らは、尊師らよ、都のコレジオが当地(豊後)同様に維持できるかどうかは分らない。そしてとりわけ必要なことは、この苦労にもかかわらず(我らの)主(デウス)がかの地域で大きな収穫を摘まれるよう、そしてキリシタンらが忠実であることに信長が気づいて、特に改宗の事業に関心を示すよう主(デウス)にお頼りすることである¹⁰⁾。

第二はローマイエズス会文書館のJap.Sin.文書に収録された、フランシスコ・カリヤンによる、一二月一日の日付をもつ「一五七九年度日本年報」である。原文はスペイン語であるが、ポルトガル語に翻訳され『日本通信』に収録されてくる(CEV I ff.432v-447v)。「都々戸口(Amaguchi)の王国について」の部分に記されたものであるが、但し以下

引用する部分は、『日本通信』では省略されている。また『日本通信』収録の書翰の日付は一月一〇日となっており、イエズス会文書館のものと異なっている。なおこの引用部分は戦後いち早くヨハネス・ラウレス氏により紹介されている⁽¹⁾。但し氏は「アントン・エグラウエルの獨譯書翰集」より訳出しており、Tab. Sin. の写本からのそれではないこと、また氏の翻訳は意識・抄訳の体裁であり、逐語訳ではないため、改めてここに訳出する次第である。

この王国において、そしてこの謀反の中で、前述のように、それらキリシタン総ての主君であるジュストに個人的に非常に深刻な事件が起った。その出来事とは、荒木が信長に反逆して彼の敵、(つまり)大坂と山口の王とに投じるものであり、彼らはキリスト教界の残酷な敵であつたから、ジュストは大きな苦境と苦悶の中にいた。なぜならば一方からいえば、荒木は彼の直接の主君であり、それ以外にも、日本の領主たちが慣習的に行つていふように、彼に人質を与えていたのである。それは同盟者、友人、そして家来から保障のために彼らの子息や親族を監視下に置くというものであり、かくして荒木は、ジュストが反乱を起こさぬように、彼の姉妹の一人と一人息子を入質としていた。また他方からいえば信長は荒木の主君であり、結果としてジュストの主君でもあり、そして荒木は忘恩の徒として、自らの主君に敵対して蜂起しており、キリシタンの敵と結んでいた。かくしてこれら双方からの道理によりジュストは何がなされるべきか分らなかつた。というのは、彼はかの全王国中で最も主要な城を保持しており、この城(を確保すること)なしにかの王国(を獲得し)に入ることはできなかったからである。(そのような立場の彼には)何をなすべきか決断する術を知らなかつた。何故なら信長方につけば、日本での通念に照らして、彼は直接の主君への裏切り者とみられ、それ以外にも子息と姉妹を失わなければならなかつた、即ち荒木はジュストが反乱を起こしたと知るや否や、彼らに直ちに処刑を命じるに違ひないと思われた。荒木側に投じれば、(荒木・ジュスト)両者共通の主君である信長に背くことになり、そしてキリスト教界の明白な敵に投じることになった。

かくしてどのような助言を容れるのがよいか分らず、とりわけこの決断の中で我らの主（デウス）を侮辱することを大変恐れたので、都に在る司祭オルガンティーンに、このような非常に難しい出来事に何をなすべきかを彼に言うてくれるよう、書翰を認めた。

司祭は彼に以下のように答えた。信長側に従うのが義務である、というのも（信長は）荒木の主君であり、荒木が彼の主君に反乱を起こし、またキリシタンの敵と同盟を結んでいるのだから。しかしそれ以上に件の問題を熟慮しなくてはならない、何故ならそれは大変に重要なことであるから、そして真実に我らの主にお縋りしなければならぬ、と。そのことで彼がし、そしてまたキリシタンである彼の家臣総てに命じたのは、件の問題のよき成功のための長時間の祈りであった。

このように（事態が）保留されているうちに、信長はジュストが彼の総ての家臣と共にキリシタンであることを知り、勝利のためには彼の（ジュストの）土地にある彼の城を確保することが如何に重要であり、彼の城（の獲得）なしには（勝利が）大変困難であろうことを理解していたので、ジュストをある策略を用いて短時間に決心させることに決めた。その策略とは、都に在る我ら（イエズス会員）の半分を人質にとることを命じ、そして彼らがある城で監視下におくことを命じるものだった。そして残りの半分を司祭オルガンティーンと共に彼のいるところに来るよう命じた。そして司祭が彼の面前に来ると、彼に大いなる誓約と宣誓をもって次のように約束した。すなわちもしジュストが彼の側に投じることになるならば、司祭の改宗事業とキリスト教界とを擁護して、司祭の望むこと総てを行うこと、そしてもし反対の事態になるならば、かの地域の総てのキリシタンを滅ぼさなければならぬ、と。彼に心えて司祭は言った。殿下が私にお話になる以前に、既にジュストにすべきことを忠告しており、そして脅しによろうと約束によろうと、道理であり、我らの御法に合致したこと以外の、別のことを助言することはない

だろうと。

彼（司祭）にその問題をジュストと共に扱いに行くよう命じる信長に別れを告げると、司祭オルガンティーノはジュストと話すために出かけた。そして信長の依頼するようにすることが必要であると説得するために、彼に多くの道理を説いた。しかしながら、ジュストの側にはこの点に応じる際の多大の困難がなかったとしても、彼の父母や妻の側にはあり、荒木の権力下にある人々を失うような方法で（信長の）味方をする事は、断じて容認しなかった。またキリシタンたちは司祭が信長のいるところへ、この問題の結論を携えず戻れば、信長が彼を殺害するに違いないと恐れて、司祭がジュストの城を出ることに同意しなかった、というのはそこが幾分か安全だったからである。この期間中、夜も昼も絶え間ない祈りがこの地域のキリシタンたちによってなされた。それを我らの主（デウス）がご覧になっているようであった。というのは、この不確かな状況からよい解決法が引き出されたからである。それは、司祭オルガンティーノが、信長と結んだ約束を果たすためにすぐ戻るべく、その城を密かに出ることになった。

戻ってすぐにジュストは司祭のこの決心を知ると、司祭らとその地域のキリスト教界を失わないために、彼の姉妹と共に荒木の手で殺される危険に曝して彼の一人息子をデウスへの犠牲に捧げることを決心し、かくして直ちに彼の城を出て司祭オルガンティーノを追跡し、城の外の司祭の面前で、後頭部にある髪を少量切った。日本人が、他の部分よりも長く伸ばすことを習慣としていたものであり、そしてこれを付けている者はこの世にある徴となり、それを切った時は、隠棲しこの世を捨てた徴である。ジュストがかく、この髪を切ることは、デウスを侮辱することも望まず、信長にも荒木にも敵対することも望まず、これ以上戦さに関する事柄もこの世に関する事柄を扱うことも望まず、ただ司祭らと共に生きていくと望むことの徴となるものだった。司祭オルガンティーノはこれを

見ると、彼を信長の前に連れて行つた。

(ジュストの) 城内では直ちにこれが知られ、ジュストの父は荒木の手中にある娘と孫への愛に動かされ、同じときに即座に荒木の手中に身を置きに行くことに決めた。それはこのようなやり方で必ずや彼の子たちの命を救い、あるいは彼らと共に死ぬためであつた。荒木はダリオ即ちジュストの父の誠実さをみて、城を失つたにもかかわらず彼、その娘及びその孫を殺すことも出来ず、殺す理由も持ちえなかつた。特にジュストが髪を剃り、自ら城を(信長に) 引き渡さなかつたからである。他方信長はジュストを最大の喜びと満足をもって迎え入れた。その時から暫くして、城の守備に残されたジュストの親族は信長の味方となることを宣言した。その信長はとにかく、ジュストが一度切つた髪を以前のように伸ばすまゝにすること(この点について彼(ジュスト)は大変言い訳したが)、戦いの中で彼に仕えることを望んだ。というのは、彼は信長に属するうちで最も勇敢で毅然とした大将だからであり、直ちに彼に非常に大きな知行を与え、彼を以前の二倍が大規模な領主にし、多くの土地と家来とを与えた。その家来たちを彼は直ちに戦さへ出陣させ、総てをキリシタンにすべきことを決心した。そして今、信長の大きな寵愛と総ての人々の高い評価や評判のうちにある。我らの主(デウス)がそれらを計らわれたのは明らかである。何故ならこの極めて異様な事件に幸運な結末が続いたからである。即ちジュストは人質を失うこともなく、キリスト教界は一人も苦しみを被ることもなく、我らの主デウスが侮辱されることもなかつたからである。かくしてジュストは以前以上に名誉ある、大きな領主となり、これにより信長の司祭らに対する庇護は増していくであらうし、しかしながら他方では、彼の敵は我らに対する怒りを募らせていくであらう。¹²⁾

共に織田信長が都のイエズス会員を人質にとつたこと、さらにオルガンティーンノに対して、もし高山右近を説得して投降させることに成功したならば、改宗事業及びキリスト教界を優遇するが、もし反対になるならばその地のキリシタ

ンを滅ぼすと宣告したことを明言している。これは信長がイエズス会に対して、もし高山右近を説得すれば、宣教活動を承認するが、それをしないなら「宗門を御断絶なさるべきの趣」を宣告したとする『信長公記』の記事と、一致している。さらにオルガンティーノの説得の結果、右近が城を明け渡して出家遁世した点も『信長公記』の記事と一致するものといえよう。

ここから窺える限りでは、織田信長がイエズス会に対し、自分にとって有利な行動を行う限りにおいてはその活動を認めるものの、それが出来ない場合には解体することも辞さないと表明している点、少なくとも言説においては仏教諸教団に対するものと大差がないといえよう。特に一五七九年二月五日書翰では、大事なことは「キリシタンらが忠実であることに信長が気づいて、特に改宗の事業に関心を示すよう主（デウス）にお纏りする」ことと述べており、この点からみれば、フランシスコ・カリヤンが、信長がそれ以前から特にイエズス会に好意的であると認識していたようには思われない。

(2) ルイス・フロイス『日本史』の検討

次にルイス・フロイスの『日本史』により、この同じ事件をみてみたい。『日本史』では第二部第二十七章でこの事件が詳細に扱われている (P. Luis Frois, S. J. História de Japan III, edição anotada por José Wicki, S. J. 1982, pp.205-229 『フロイス日本史』五・四九・三三〇六七)。以下、煩を厭わず、この記述を追いながら、事件が如何に叙述されているかをみてみたい。

先ず織田信長がオルガンティーノに高山右近に伝言することを依頼してきた。その内容は、キリシタンたちは「合法的で誠実な事柄」に関して司祭に厳格に従うはずであるのに、高山右近が、「予の家臣でありかつ予に敵対」している

ので、「汝らの戒律と教えによれば、それができないこと」、また信長に味方すれば「欲しいだけの黄金、望むだけの領地を与える」こと、である (Frois, op.cit. p.209、同上五・四九・三八)

これに対してオルガンティーンは、キリシタンの家来は主君に敵対できないはずであるとの信長の言い分を認め、高山右近に対し、出来る限り説得することを約束すると共に、右近が荒木村重に追隨しているのは、彼が村重に渡した人質があるからだと答え、信長に約束した通り、高山右近とその父タリオに対して、人質を奪回して、信長の味方となるべく努めるよう説得を行った。しかしその試みは実現せず、四日、五日と過ぎていった (ibid.pp.209-210、同上五・四九・三八～三九)。

再度オルガンティーンを呼びだした織田信長は、高山右近が荒木村重に託した人質を取り戻す方法について話し合い、村重の許にある人質を、自らが村重から取った人質と交換する方法を提案した。もし右近の人質が取り戻せない場合も、人質を失ったことにより、右近の名誉と評判が失墜せぬよう、日本全土の君主である「内裏」の手で、都と堺の総ての門に布告がなされるよう力を尽すことを約束した。その上で右近が信長側に投じて味方となることを納得すれば、彼は司祭が命じる限り、総てにおいてデウスの御法を擁護すること、彼に望むだけの黄金と領土とを与えることを約束し、司祭・右近それぞれに許可状を渡した (ibid.pp.210-211、同上五・四九・三九～四〇)。

オルガンティーンは、大きな喜びを感じた。というのは「(高山) 右近が(織田) 信長に味方すれば、続いて並はずれた改宗事業が日本で行われるであろうし、(右近が) 納得しなければ、ある種の残酷な迫害が起らないとはいえない」と思われ、信長の許可状を右近に渡すために使者を派遣し、右近と接触した。右近は使者に対し、人質をとり戻す困難さえ克服できれば信長側に投じることを約束し、四、五日のうちに人質を取り戻せるようにするので、摂津侵攻の出陣をしないよう乞った (ibid.pp.211-212、同上五・四九・四〇～四一)。

この使者が帰って報告すると、織田信長は高山右近が味方するつもりであることを知って、右近の決断を急がせるために、司祭、シヨアン・フランシスコ、修道士ロレンソらを捕えて近江国永原へ人質として連行し、その上でオルガンティノーは、修道士ロレンソに「信長が司祭らに対して決定したことについて、大変涙を誘うような、そして大きな悲しみと苦悩とに満ちた手紙を書かせたが、(その手紙の中で) 右近殿とその父に、この世ではもう会えないことを知っているかのように(ロレンソは) 別れを告げていた。というのも彼と都に在る修道士たちを信長が殺すように命じることは絶対的に確実にみえたからである」。オルガンティノーもまた右近に対し書状を認め、荒木とその家中が、信長に勝つ望みがなく、その上司祭らが極度に危険な状況に置かれていることをみて、信長との同盟に復帰すべく納得させることが可能かどうか検討し努力するよう懇願した (ibid.p.212 同上五・四九・四一〜四二)。

修道士ロレンソやオルガンティノーの働きかけにより、高槻城のキリシタンたちは荒木の重臣らと協議し、その結果荒木村重は一旦織田信長への投降に同意したが、信長に村重を赦免するつもりはなく、直ちに村重に対して軍勢を派遣しようとした。こうして事態は進展せず、信長は司祭オルガンティノーと都の教会に在る(人質とされた以外の)人々を召喚し、再度高山右近を、彼の側に投じるべく決心させるよう努力すべしと言ひ、(右近には) 望みだけの黄金と望み通りの新たな領土を与えろと言ひ、また人質を失わないような方法があるであろうとも述べた (ibid.pp.213-214 同上五・四九・四二〜四四)。

織田軍の陣営に滞在することになったオルガンティノーは、織田信長が畿内のキリシタンすべてを滅ぼすのではないかとの恐れを抱いていた。何故ならば「都の教会は市の執政官である村井殿の監視下にあり、信長が遣わすほんの短い伝言によつて直ちに攻撃をうけるがままの状況にあり、(信長が) 五畿内のキリスト教界を破壊することは確実だと考へており、これら総ての事柄がオルガンティノー司祭を、彼が滞在する(信長の) 軍隊の中で最大の不安と苦悩とに陥

らせていた。そして司祭本人が直接に高槻に赴けば、聖なる加護によって右近殿とその父とに（信長・司祭らが）望んでいることを説得させ得るかもしれず、或はこれによって完全に十分な満足を信長に与えるであろう、何故ならこの問題について可能な総てを行ったのだから」と考えるに至った（ibid. pp. 214-215 同上五・四九・四五）。

こうしてオルガンテューノは高槻城に赴き、紆余曲折を経た交渉の結果、高山右近が自ら遁世することにより、事態を終息させられるとの提案をオルガンテューノに示して、その通り実行したため、結局右近の人は質は殺害されることなく取り戻され、高山右近とその家中は織田信長方に投じ、信長は右近の復帰を歓迎して右近を取り立てると共に、イエズス会に対する厚遇を約束した、という結末の大筋は、前節で紹介したフランシスコ・カリヤンの二通の書翰と変らない。

既に著名な史料に、わざわざ煩瑣な検討を加えたのは、以上の記述の中に織田信長がイエズス会に対し、もし高山右近を説得して信長方に投じさせることに成功したならば、改宗事業及びキリスト教団を擁護するが、もし反対になるならばその地のキリシタンを滅ぼすと宣告したことが全く記されず、むしろその種の宣告はしなかったかのように記されていることである。即ちフランシスコ・カリヤン書翰では、信長は自ら、場合によってはキリスト教団を滅ぼすと明言する存在として記され、フロイス『日本史』では全くそうした言及がない。

どちらが事実に近いのであろうか。結論的にいえば筆者はカリヤン書翰の方が事実に近いだろうと考える。その理由の第一はカリヤン書翰が、二通共に司祭オルガンテューノの報告を基にしている点である。一五七九年二月五日書翰の方は、オルガンテューノとその側近の書状が情報源となつて記されたものである。一五七九年の年報は、カリヤン自身¹³が書いた年報であるが、この年報は、五野井隆史氏によれば、各地の教区長が、当該地区の修院と司祭館から送られたポントス（覚書）等を各担当地ごとにとまとめて作成されるものである。従つて本年報の畿内の部分に関してはオルガンテューノないしその周辺の人々により作成されたものが、カリヤンの手で編集されたということになる。

そうなるのと二通のフランシスコ・カリヤンの書翰は、この事件の当事者であるオルガンティノーよりの情報で作成されたものと結論される。一方のルイス・フロイスは、この時期に畿内にはおらず、後にこの当時の記録を参照しつつ、あるいは伝聞によりこの事件を記したといえよう。何よりも当事者の情報に基づいている点、カリヤン書翰の方が史料価値は高いと思われる。理由の第二は、前節で述べた通り、『信長公記』という日本側の史料と一致する点である。『信長公記』は織田信長の家臣として随従していた太田牛一の作成したものであるため、信憑性は高い。

要するにイエズス会の中の、事件の当事者の記録と信長家臣の記録とが一致する以上、これを疑う理由は見当たらず、『日本史』の記述をあえて重視する理由はない。それに加えて『日本史』には聊か不可解な記述がみられる点が気になる。第一に、織田信長から高山右近を説得してくれれば、「司祭が命じる限り、総てにおいてデウスの御法を擁護」することを約束した際、オルガンティノーは喜ぶと同時に「(右近が) 納得しなければ、ある種の残酷な迫害が起らないとはいえない」と予測したと述べる点である (ibid.p.211)。イエズス会に好意的な信長像を描く『日本史』本章のコンテキストから、何故オルガンティノーがこうした危惧を抱いたのかは、必ずしも説得的に説明されているとはいえない。第二に、織田信長の陣中に召喚された際、その陣営に滞在する中でオルガンティノーが「(信長が) 五畿内のキリスト教界を破壊することは確実だと考えて」いた点である (ibid.p.214)。前半に描かれる信長の低姿勢な態度からみて、何故このように考えたのかも、唐突の感を免れない。確かに「高山右近の決断を急がせるべく」信長がイエズス会員を人質にとったことは記述されているが、その上でオルガンティノーが修道士ロレンソに、「信長が司祭らに対して決定したことについて、大変涙を誘うような、そして大きな悲しみと苦悩とに満ちた手紙を書かせた」(ibid.p.212)とある点を見れば、信長とオルガンティノーとの共謀を仄めかしているかにさえ見えるのである。にもかかわらずオルガンティノーは信長の敵意を危惧しており、ここでもこの点は必ずしも説得的とはいえない。

そして、オルガンティーノの情報によって作成されたフランシスコ・カリヤンの二書翰を下敷きにしてみれば、ルイス・フロイスの言及しているオルガンティーノの危惧がいずれも説明できる。そうしてみると、『日本史』の記述はある種の混乱を来しており、その混乱は、イエズス会に好意的な織田信長像を描こうとする意図にもその一因があったとみることが出来るように思われるのである。

『日本史』の多様性——むすびにかえて

以上、ルイス・フロイスの描く織田信長像について、日本側の史料により検討できる二つの点、即ち神仏に対する対応と、高山右近の説得を指示した際のイエズス会に対する対応とについて検討してきた。前者に関しては、フロイスの強調する信長の神仏への軽侮とはうらはらに、通常の戦国大名と変らない信仰が信長にも見出せる点を指摘した。後者を通じて、仏教諸宗派に対する以上の好意を、信長が特にイエズス会に有していたとはいえないことを指摘した。結論として、織田信長はイエズス会とその宣教するキリスト教について、特段に好意的とはいえないと考えられる。

既に高瀬弘一郎氏は、織田信長がイエズス会を政治的に利用した点を「あまり強調するのは疑問」であるとし、「ただ何となくその好奇心を充たし、自尊心を満足させ、しかも在来の仏教各派と異なって危険性が少ない……といった程度の認識」であったとされているが、本稿での検討結果からも、信長の特段の関心を見出すことはできない。信長といえば「革新」的であり、従って仏教に批判的であり、従ってまたキリスト教に好意的であるという、実態の検証を抜きにした連想的推論は意味をなさない。イエズス会に好意的な信長像は、「革新」的の信長像ともども再検討の必要があると考えられる。

ところで本稿で検討した部分に関する限り、ルイス・フロイス『日本史』は、日本側の一次史料や、確実性の高い記録と、またイエズス会宣教師の報告書写本と対比した場合、信憑性が疑われることになる。但し筆者はその点から直ちに『日本史』の史料の価値を否定するものではないことを断っておきたい。当然ながら総ての歴史史料には、書き手の政治的、社会的立場が反映され、純正に中立的立場などというものがありえない以上、こうした点を取り上げて、史料そのものの価値を云々することは論外だからである。

何よりも、前章で筆者が取り上げたフランシスコ・カリヤンの書翰の一部は、『日本通信』に収録される際、削除された部分であることを想起したい。この点から、イエズス会の公式の立場からは、織田信長が、事と次第によつてはキリスト教界を滅ぼすと宣告するなどの記述が不都合であったことが想定できよう。信長を日本における有力なパトロンとして喧伝してきたイエズス会の主張に、矛盾を来すものと考えられるからである。

このように想定した場合、イエズス会の上司から指示されて、ルイス・フロイスが『日本史』を執筆する際、織田信長をイエズス会の公式の立場に沿つて、好意的に描くことは当然のこととなる。だがそう仮定すると今度は、前章第二節で指摘したように、フロイスが信長によるイエズス会迫害の可能性を仄めかしている点をどう理解すればいいのか。一方でフロイスがイエズス会の公式の立場を強調し、他方ではその立場を離れ、出来るだけ事実に近い記述をめざしているとも想像できるのではないか。

要するに、『日本史』はかなり複雑な著者の立場が反映された結果、幾多の立場の異なる記述を含んでいる可能性がある。他のイエズス会員の報告書や、日本側の史料と対比しつつ解説することにより、豊かな歴史的事実に到達しうるものと考えられる。以上の点を確認して、雑駁な記述に終始した本稿を閉じたい。

〔注〕

- (1) 最近この点を正面から論じたものとして金子拓『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年がある。筆者もまた信長が在来の大名に比べて特に日本人離れしてはいなかったことを述べている(拙著『織田信長』筑摩書房、二〇一四年)。
- (2) 最近のものとしては、前掲『織田信長権力論』、前掲拙著(注(1)参照)の他、戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、二〇一一年、日本史史料研究会編『信長研究の最前線―ここまでわかった「革新者」の実像』洋泉社、二〇一四年など。
- (3) この部分は一五九八年にポルトガルのエヴォアラで出版された『日本通信』(以下『日本通信』またはCEVと略称)では次のようになっていいる。「よき理解力と明晰な判断力を具え、神、仏、その他総ての類の偶像や絵での異教の占いを軽蔑している。名目上、法華宗徒であるように見せているが、宇宙の創造主も靈魂の不滅も死後の事柄もないことを公言している」(一五九九年六月一日ルイス・フロイス書翰、CEV I f.257v、松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ三、二九二頁、以下『報告集』Ⅲ三二九二と略記)。双方若干の相違を除けば酷似している。ここで『日本史』の方を引用したのは、『日本史』がフロイスの草稿のまままで伝えられているのに対し、『日本通信』は、イエズス会の検閲を経ており、原文がかなり改変されていることが指摘されているからである。
- (4) 『愛知県史』資料編一(織豊)愛知県、二〇〇三年、付録。同書解説によれば、江戸時代前期の成立という。なお本画像の掲載を許可された犬山城白帝文庫の御厚意に謝意を表する次第である。
- (5) 岡田章雄『南蛮習俗考』『キリシタン信仰と習俗』(岡田章雄著作集二)思文閣出版、一九八三年、一〇九頁、初出一九四二年。
- (6) 神郡周校注・松林靖明解説『信長記』下、現代思潮社、一九八一年、一四五頁。
- (7) 河内将芳『日蓮宗と戦国京都』淡交社、二〇一三年、二一四～二一六頁。
- (8) 拙稿「中世の宗論」「戦国時代の自力と秩序」吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇三年。なお河内将芳氏も、安土宗論について『信長公記』には「信長公御説として御扱なさる」とみえ、信長が日蓮宗と浄土宗の「御扱」(仲裁)をしようとしていたことが読みとれる。また『フロイス日本史』にも、信長の発言として、「なんじらがここで論争するのは、それに要する努力と費用からしても予には不必要なことと思」うとあり、かならずしも宗論がおこなわれることに積極的ではなかった」と述べておられる(河内氏前掲書、注(7)に同じ、二四二頁)。
- (9) Jesuitas88。引用部分はf.144v。以下本史料を「TJ」f.144vの如く略記する。なお筆者は本史料を東京大学史料編纂所架蔵のマイクロ・フィルムで閲覧した。閲覧を許された同編纂所の

御厚意に謝意を表する次第じやある。

- (10) 原文は以下の通り。[144v.] E porque o demônio segundo elle procurara desse com tudo no chão, não soamente ordenou aqui esta trouzada mas também no Meaco andou tão solícito, que se o Senhor não o tem com sua poderosa mão e lhe desfas seus enganos e ardiç. pouco faltou que não desse com grande parte daquella christandade no chão. Nem sabemos o successo da tormenta, mas esperamos que tudo socederia pera mayor glória diuina E confusão do demônio. E porque vou iá sendo comprido brevemente contarei; o que o padre Organitino escreveu E outro Japão de Cachai por Vicente. Entenderão lá Vossas Reverências o estado em que ficauão as cousas no Meaco.

Até que elle de lá se partiu pouco de aly recebeo huma carta do padre Organitino, em que sumariamente dizia: que mandando-o chamar Nobunanga lhe dissera que logo elle se partisse pera Tacacucchi, que hé fortaleza de Dario E do seu filho Iusto, E que lhes dissesse que se loguo não se fazião tequis de Arachi, E que se não lhe aiutauão a elle, loguo avia de matar aos [sic] padres, E destruir a christandade do Juchinaí, E por isso lhe mandaua a elle lá pera que procurasse com elle que fizessem entendimento, E que entretanto se fosse o padre Joam Francisqu com os de mais de casa em

ルイス・フロイスの描く織田信長像について

refens pera o Reino de Omy: E assi se despejou a igreja. E Nobunanga pôs de sua mão gente que fizesse ban na igreja. Até aqui escreveu o padre, e como estava de partida pera Tacacoqui, E que encomendassemos este negocio ao Senhor. Com esta carta do padre veo outra do pay de Vicente do Cachai feita pouco depois, naqual contraua mais avante. Como o padre Organitino fora pera Tacacoqui, & que persuadiria com muytas rezões a Iusto, que tem o gouerno da casa, que se lançasse com Nobunanga contra Arachi, E que não o podera acabar com elle. Porque Justo tem dado em refens hum seu filinho unico de dous annos ao Arachi: E também huma sua jrmam. E que vendo isto o padre, E querendo-se ir pera dar conta a Nobunanga o detiução na fortaleza como preso, mas elle se foi de noite sem ser sentido, o qual como soubessemos o nisto se foi em seu alcance, aquando preso. E em fim o alcançou, E que ali diante do padre E dos que ali estauão, se auia rapado, do qual assi o christãos como os geníus ficarão espantados.

Não diz mais a carta deste homem, mas conclue com dizer que tudo auia socedido bem. Não sabemos como por aqui poderão, vossas Reverências, collegio qual estarão no Meacho. E a necessidade que tãobem tem de muito particularmente será encomendado ao Senhor, pera que deste trabalho tire

o Senhor grande fruito naquellas partes, pera que achando Nobunanga os christãos fieis tome de proposito a peito o negocio de conuerção. (TJ] f.144v.)

なお訳出にあたりて、東京大学史料編纂所海外史料室の岡美穂子氏、また五野井隆史氏から貴重な「助言」を頂戴した。文責が筆者にあることはもちろんであるが、特記して謝意を表したい。

(11) ラウレス、ヨハネス『高山右近の研究と史料』六興出版社、一九四九年。

(12) 原文は以下の通り。[39] En este reino y en estas revueltas acontecio a la persona de Justo vn caso mui graue el qual como he dicho es señor de todos aquellos cristianos. El caso fue este que aleuantandose Araque contra Nobunanga langandose con sus enemigos con Osaqua. y el rei de Amanguchi. los quales son crueles enemigos de la cristiandad. víose Justo en vn grande aprieto y congoxa. Porque por vna parte Araque era su señor inmediato. afuera desto le tenia dado en reenes, como acostumbra de hazer los señores de Japón que toman de sus aliados. amigos y subditos pera se asegurar. mas les toman los hijos o parientes en guarda. y assi Araque. porque Justo no se aleuantase le tenia en reenes vna su hermana y vn su unico hijo. Por otra parte Nobunanga era señor de Araque y por consiguiente de Justo. y Araque

se aleuantaua como ingrato y desconocido contra su señor. y se vnia con los enemigos de los cristianos. Y assi por estas razones de vna parte y de otra no sabia Justo que se hiziese. el qual tenia la mas principal fortaleza de todo aquel reino sin la qual no se podia entrar por el. No se sabia determinar que haria porque haziendose de la parte de Nobunanga parecia conforme lo que corre en Japón que el era traïdor a su señor ymediato. y afuera desto auia de perder el hijo y la hermana. los quales parece que luego auia de mandar matar Araque. tanto que supiese que Justo se auia aleuantado contra el. Y que dando de la parte de Araque hua contra Nobunanga que era señor dentro ambos y que daua como enemigo manifesto dela cristiandad y assi no sabia que consejo seria bueno tomar. y sobre todo tenia mucho ofendera N.S. en esta determinación. y assi escribio al padre Organino—que esta en Mlaco que le dixese lo que auia de hazer en aquel caso tan dificultoso.

Respondiome el padre que era obligado seguir la parte de Nobunanga pues que era señor de Araque. el qual se aleuantaua contra su señor y se confederaua con los enemigos de los cristianos. pero que sobre esto considerase muy buen el negocio. pues era de tanta importancia. y se encomendase muy de ueras a N.S. lo qual el hiso y tambien

todos los suyos que eran cristianos mando que se hiziesen tantos oras oracion por el buen segeso deste negocio. Estando desta manera suspenso, y sabiendo Nobunanga que Justo con todos los suyos eran cristianos entendiendo quanto le importava [sic] para la uitoria tener aquella fortaleza de su parte porque sin ella auia de ser muy dificultosa, determino de hazer resolver a Justo breuemente con vn ardid, el qual fue que mando tomar en reenes la mitad de los nuestros que estauan en Miaco y los mando meter con guarda en vna fortaleza, y la otra mitad con el padre Organitino mando que veniesen adonde el estaua, y quando el padre fue delante del le prometio con grandes promeças y juramentos que si acabaua con Justo que se lançase de su parte haria todo lo que el padre quiziese en fauor de la conuersion y de la cristiandad, y que si se hiziese lo contrario, auia de destruir en aquellas partes todos los cristianos. Respondiolo el padre que antes que S. A. le ablaste ya tenia el aconsejado a Justo lo que auia de hazer, y que ni por amenaças ni promeças le aconsejaria otra cosa mas de lo que fuese razon y conforme a nuestra ley.

Despidiose de Nobunanga mandandole que fuese a tratar esto con Justo, fue hablar con Justo el padre Organitino. Y diole muchas razones con los quales le persuadia que era

necesario que hiziese lo que Nobunanga pedia. Pero aunque de parte de Justo, no viuiese mucha dificultad en conceder esto, auia la de parte de su padre, madre, y mujer que no querian consentir de ninguna manera que se hiziese tal partido con perdida de las dos personas que estauan en poder de Araque. Y temiendose los cristianos que tornando el padre adonde estaua Nobunanga, sin lleuar conclusion deste negocio que le auia de matar Nobunanga, no consentian que el padre se saliese de la fortaleza de Justo, pues alla estaua algun tanto seguro. En este tiempo se hazia continua oración de noche y de dia por los cristianos de aquellas partes, la qual parece que vyo N. S. pues de vn caso tan dudoso se saco tan buen remedio, el qual fue que determinando el padre Organitino salirse escondidamente de aquella fortaleza, para cumplir lo que tenia asentado con Nobunanga.

De se tornar luego, supo Justo esta determinacion del padre, y resoluiose, porque no se perdiesen los padres y cristiandad de aquellas partes, de hazer vn sacrificio [39v.] a dios de su vnico hijo, poniendole a peligro de ser muerto de Araque con su hermana, y assi se salio luego de sa fortaleza siguiendo al padre Organitino, y estando fuera della se cortó delante del padre vnos pocos de cabellos que detras de la cabeza acostumbra[n] los Japones dexar crecer, mas que los

otros, y es señal que quien los trae anda metido en el mundo y quando los cortan es señal que se recojen y dexan el mundo. Y assi cortandose Justo estos cabellos, fue en señal de que no queria ofender a Dios ni hir contra Nobunanga ni contra Araque, ni queria tratar mas de cosas de la guerra ni deste mundo, sino queria hir a biuir con los padres. Viendo esto el padre Organtino lo lleuo delante de Nobunanga.

Luego se supo esto en la fortaleza y el padre de Justo movido con el amor que tenia a su hija y nieto que estava en poder de Araque, se determino luego en la misma ora de se ir a poner en las manos de Araque, para auer de salvar desta manera la vida de sus hijos, o para morir con ellos. Araque uiendo la fidelidad de Dario, padre de Justo, aunque perdió la fortaleza no pudo ni tenia razon de matarle su hija y nieto, especialmente porque Justo se cortó los cabellos y no entregó el mesmo la fortaleza. Por otra parte Nobunanga recebio a Justo con grandissima alegria y contentamiento. Y de ahí a poco los parientes de Justo que auian quedado en guarda de la fortaleza se declararon por la parte de Nobunanga, el qual quizo que en todo caso Justo dexase tornar a crescer los cabellos cortados (aunque el se escuzaua mucho) y que le siruiese en la guerra porque es vn capitan de los mas esforçados y animosos que tiene Nobunanga y luego le dio

vna mui gruesa renta, y le hizo dos vezes mayor señor primero, dandolhe muchas tierras y uasallos, los quales tiene el determinado que luego en dando lugar la guerra se ande hazer todos cristianos.

Y agora esta en grande gracia de Nobunanga y en mucha estima y reputación de todos de manera que bien se uio ser esto ordenado por N. S., pues deste caso tan extraño se siguió prospero fin, de manera que ni Justo perdiere las personas que tenia da las en reenes ni la cristianidad padeciese ningun de tormento, ni Dios N. S. fuese ofendido. Y assi Justo quedase con mas honrra y mayor señor que antes, y con esto cresiesen los faouores de Nobunanga para con los padres, avnque por otra parte sus enemigos se ascendieron en grande ira contra los nuestros. (Jap.Sin 46 f.39-39v.)

本史料の閲覧を許された上智大学キリシタン文庫の御厚意に謝意を表する次第である。なお訳出にあたっては、岡美穂子氏より貴重なご助言を頂戴した。文責が筆者にあることはもちろんであるが、特記して謝意を表したい。

- (13) 五野井隆史『日本キリスト教史』吉川弘文館、一九九〇年、一一一～一一三頁。

- (14) 高瀬弘一郎『キリシタンの世紀—ザビエル渡日から「鎖国」まで』岩波書店、一九九三年(二〇一三年岩波人文書セレクション収録)、一四七～八頁。